

鉛製給水管取替について Q&A

Q：今後、残存している箇所についてはどのように取組んでいくのか。

A：漏水が発生した場合等には、今後も引き続き個別に対応させていただきます。

Q：工事の不承諾書を提出したが、事情が変わり、工事を行ってほしい。

A：市へ連絡していただければ改めて対応させていただきます。

Q：今後も鉛製給水管は、市の費用で取替えてくれるのか。

A：原則としては、鉛製給水管も含み、給水装置はすべてお客様の財産であり、取替等にかかる費用はお客様の負担となります。

ただし、漏水防止の観点から、お客様が希望し施工が可能な場合は、基本的には復旧費も含めて市の負担により鉛製給水管の取替を行います。なお、市が行う工事は、コンクリートの復旧までで、タイル等できれいに装飾されている場合の復旧は、個人で行っていただくこととなります。

Q：わが家に鉛製給水管が使われているか。

A：お客様の住所、氏名、検針のお知らせに記載されている使用者番号をお知らせください。台帳で確認いたします。

Q：鉛の水質基準は。

A：0.01mg/l以下です。本市では年4回の水質試験を行っており基準値を満たしています。

Q：健康に支障あるのか。

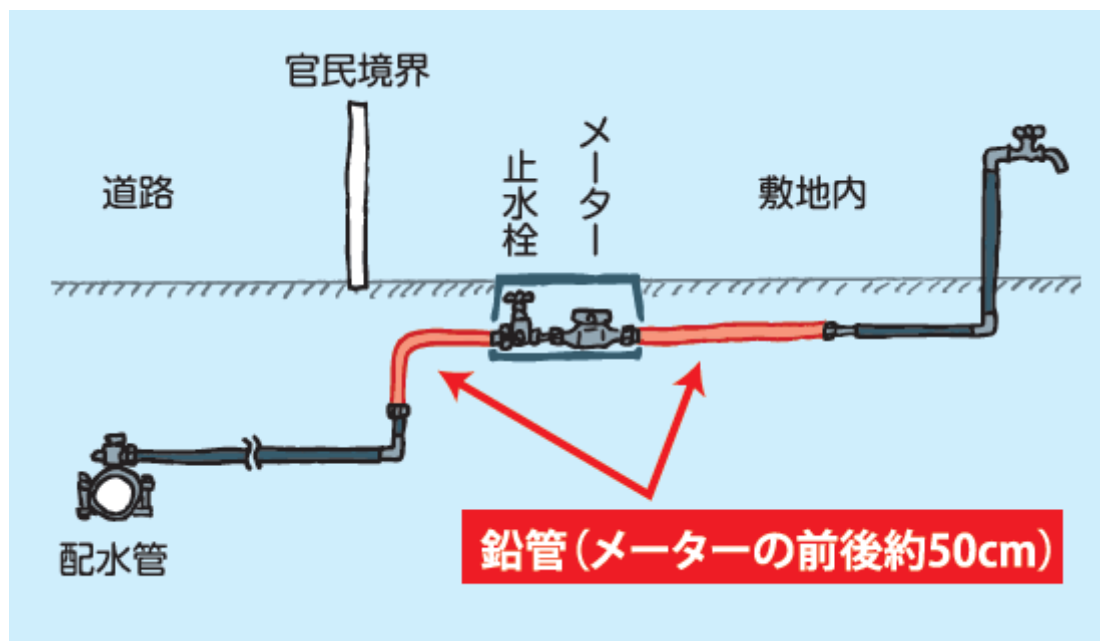
A：現在の水質基準は、毎日飲んでも健康に問題ない基準値として、国が定めたもので、通常では問題ありません。

Q：鉛製給水管は、いつからいつまで使用されたか。

A：昭和46年から昭和60年まで使用しています。

Q：鉛製給水管は、どの部分に使われているのか。

A：本市の場合は、メーター前後 50cm に使われています。



Q：鉛製給水管を使用している場合、何か気を付けることはあるのか。

A：水道管に長時間水が滞留していると、塩素による消毒効果が少なくなったり、場合によってはわずかですが鉛が溶け出すとも言われています。このため、旅行などで長期間使用されない場合は、バケツ一杯分くらいをお洗濯やお掃除などの飲み水以外にお使いください。

Q：自分の家の水道水について水質検査をしてもらえるのか。

A：お客様の住所、氏名、検針のお知らせに記載されている使用者番号をお教えいただければ鉛管が使われているかどうか確認いたしますが、水質調査箇所（給水栓：市内3か所）で年4回の水質検査を行っており、結果は、基準値を満足しております。お客様の状況も同様と考えており、ご理解を賜りたいと存じます。